

◎ 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（公告の方法） 第十条（略）</p> <p>（事業主において選定する代議員の定数） 第十条の二 二以上の事業主が共同して設立する基金（当該基金の実施事業所の事業主のうち一の事業主が他の事業主と業務、資金その他について密接な関係を有することその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除く。）における、事業主において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定する代議員の定数は、その選定の時点における当該基金の実施事業所の事業主の数の十分の一（当該事業主の数が五百を超える場合にあつては五十、当該事業主の数が三十を下回る場合にあつては三）以上とする。</p> <p>（運用の基本方針） 第四十五条 事業主（厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。以下この条において同じ。）及び基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針（以下この条及び第四十六条の二第三項において「基本方針」という。）を作成し、当該基本</p>	<p>（公告の方法） 第十条 前二条の規定による公告は、官報に掲載して行うほか、各事務所の掲示板に掲示して行うものとする。</p> <p>（新設） 第四十五条 事業主（厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。以下この条において同じ。）及び基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければ</p>

方針に沿って運用しなければならない。
2～6 (略)

(分散投資義務及び運用体制の整備)
第四十六条 (略)

(資産運用委員会)

ばならない。

- 2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。
- 3 事業主及び基金は、基本方針を作成しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、加入者の意見を聴かなければならない。
- 4 事業主及び基金は、基本方針を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該基本方針について、加入者に周知させなければならない。
- 5 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- 6 事業主及び基金は、法第六十五条第一項及び第二項並びに法第六十六条第一項に規定する方法（法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約であつて、第三十八条第一項第二号に該当するもの及び生命保険又は生命共済の契約であつて、当該契約の全部において保険業法（平成七年法律第五号）第一百六条第一項又は農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十一条の三十二に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものを除く。）により運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。

(分散投資義務及び運用体制の整備)

- 第四十六条 事業主等は、積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。
- 2 基金は、管理運用業務を執行する理事を置かなければならない。

第四十六条の二 積立金の額が厚生労働省令で定める額以上の事業
主等（積立金の額が当該厚生労働省令で定める額以上となると見
込まれる事業主等を含む。）は、資産運用委員会を置かなければ
ならない。

2 資産運用委員会は、事業主及び加入者のそれぞれを代表する者
で組織する。

3 資産運用委員会は、基本方針その他の積立金の管理及び運用に
係る事項に関し、事業主又は基金の理事長若しくは管理運用業務
を執行する理事に対して意見を述べるものとする。

（準用規定）

第六十五条の十六 第八条（第四号を除く。）、第九条及び第十条
の規定は連合会の公告について、第十二条から第十八条までの規
定は評議員会について、第二十条の規定は連合会が給付の支給に
関する義務を負っている者に関する原簿について、第二十五条及
び第二十六条の規定は連合会が支給する給付について、第二十九
条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十三条（第
一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は連合会が支給す
る法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九
十一条の二十一第三項の遺族給付金について、第三十四条（第一
号に係る部分に限る。）の規定は連合会が支給する法第九十一条
の十九第三項、第九十一条の二十第三項、第九十一条の二十一第
三項及び第九十一条の二十二第三項の遺族給付金並びに法第九十
一条の二十一第三項の障害給付金について、第四十条から第四十
八条まで（第四十五条第三項及び第四項並びに第四十六条の二を
除く。）の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びそ
の運用について、第五十八条（第三号及び第五号を除く。）から
第六十一条まで、第六十三条及び第六十四条の規定は連合会の解

（新設）

（準用規定）

第六十五条の十六 第八条（第四号を除く。）、第九条、第十条の
規定は連合会の公告について、第十二条から第十八条までの規定
は評議員会について、第二十条の規定は連合会が給付の支給に関
する義務を負っている者に関する原簿について、第二十五条及び
第二十六条の規定は連合会が支給する給付について、第二十九条
の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十三条（第
一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は連合会が支給する
法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十
一条の二十一第三項の遺族給付金について、第三十四条（第一号
に係る部分に限る。）の規定は連合会が支給する法第九十一条の
十九第三項、第九十一条の二十第三項、第九十一条の二十一第三
項及び第九十一条の二十二第三項の遺族給付金並びに法第九十一
条の二十一第三項の障害給付金について、第四十条から第四十八
条まで（第四十五条第三項及び第四項を除く。）の規定は法の規
定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第五十
八条（第三号及び第五号を除く。）から第六十一条まで、第六十
三条及び第六十四条の規定は連合会の解散及び清算について、第

散及び清算について、第六十八条、第七十条及び第七十一条の規定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

六十八条、第七十条及び第七十一条の規定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第三項	法第十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める	第六十五条の六各号に掲げる
第十八条第四項及び第二十条第二項	加入者等	連合会が給付の支給に関する義務を負っている者
第二十五条	第三十三条	第九十一条の二十四において準用する法第三十三条
第二十六条第一項	第四十八条各号	第九十一条の二十四において準用する法第四十八条各号
第二十九条	第三十八条第二項	第九十一条の二十四において準用する法第三十八条第二項
第二十九条第三号	第三十条第一項	第九十一条の第二十三第一項
第三十三条	第四十七条	第九十一条の二十四において準用する法第四十七条
第三十三条第一号	第三十六条第二項に規定する老齢給付金支給開始要件（以下「老齢給付	第九十一条の二十四において準用する法第三十六条第二項第一号に掲げる要件

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第四十二条	第四十一条	第四十条第二項	第四十条第一項	第三十四条	第三十三条第二号	金支給開始要件」という。)
第二十二條第三項	基金 第六十六條第四項	基金 第六十六條第一項	基金 第六十六條第二項	第五十四條	第三十七條第一項	
第九十一條の十三第三項	連合会 第九十一條の二十四 第六十六條第四項	連合会 第九十一條の二十四 第六十六條第一項	連合会 第九十一條の二十四 第六十六條第二項	第九十一條の二十二 第四項及び第九十一 條の二十四において 準用する法第五十四 條	第九十一條の二十四 において準用する法 第三十七條第一項	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第四十三條及び第四十四條	第六十六條第四項	第九十一條の二十四 において準用する法 第六十六條第四項
第四十五條第一項	事業主（厚生労働 省令で定める要件 に該当する規約型 企業年金を実施す るものを除く。以 下この条において 同じ。）及び基金	連合会
第四十五條第五項 第四十五條第六項	前三項 事業主及び基金	第二項 連合会
第四十六條第一項 第四十六條第二項	法第六十五條第一 項及び第二項並び に 法第六十五條第一 項第一号の規定に よる信託の契約で あつて、第三十八 條第一項第二号に 該当するもの及び 生命保険	連合会 連合会 連合会
第四十七條	事業主等 資産管理運用契約 又は基金資産運用 契約	連合会 法第九十一條の二十 四において準用する 法第六十六條第一項 、第二項、第四項及

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第五十八條第六号	年月日（法第八十 一条第三項の規定 に基づき解散の認 可があつたものと みなされたときは 、当該認可があつ たものとみなされ た年月日）	年月日 契約 び第五項に規定する
第六十四條	第五十八條	第五十八條（第三号 及び第五号を除く。）
第六十八條	加入者等の福利及 び厚生に関する事 業を行う基金は	法第九十一條の十八 第五項に規定する事 業を行う場合には